

奥州市上下水道事業告示第 6 号

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年奥州市条例第281号)第 5 条及び奥州市公共下水道事業受益者分担金条例(平成18年奥州市条例第281号)第 5 条の規定により、令和 4 年度に下水道事業受益者負担金等を賦課する区域を次のとおり定める。

令和 4 年 4 月 1 日

奥州市長 倉 成 淳

1 賦課区域

水沢

字土器田、字大町、字釜田、字水山、字後田、字大明神、字内匠田、字桜屋敷、東中通り二丁目、佐倉河字石橋、真城字迎畑、字熊ノ堂、字北野、字町屋敷、字町南、字垣ノ内、字大学、字堤根、姉体町字石名坂、字殿野起、羽田町駅前一丁目、駅東一丁目、羽田町字堀ノ内、字栗ノ瀬、字中袋、字室ノ木、字明正、字並柳の各字の一部区域
真城字町北裏、羽田町字寺前の各字の全部区域

江刺

岩谷堂字向山、字耳取、字二本木、字雲南田、愛宕字八日市、字宿、字梁川、字観音堂沖、字後中野の各字の一部区域

前沢

あすか通四丁目の一部区域

胆沢

小山字北笹森の一部区域

2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。